

※ 輸送ご注文前に必ずお読みください。

輸送規約

第1条 (適用範囲)

当社はこの規約の定めるところにより、この規約に定めのない事項については法令又は一般の慣習によります。

第2条 (利用輸送)

当社の県外輸送業務については、当社の提携輸送会社を利用して提供することがあります。

第3条 (輸送契約)

1. 申込人は当社に対し、車種、登録番号又は車台番号、引取先情報、納車先情報、その他輸送に必要な事項を明示し、本規約に同意をした上で申込みを行い、当社がその内容を確認し承諾した時契約成立となります。
2. 当社は申込みを受けた順序により車両の輸送を行います。但し輸送日程、輸送方法、車両の状態、その他正当な事由がある場合には、この限りではありません。
3. 引取時及び納車時には車両状態確認書に基づく車両の傷等の確認点検を実施します。この確認点検は簡易点検の為小傷等は省略致します。但し、オートオークション会場から車両を引き取る場合は、オートオークション会場毎に定められた内外装評価基準に従い出品表等に記載された内容にて車両状態を確認することがあります。
4. 当社の車両引渡し期間は手配の定め又は申込人の希望日時によります。但し、自然現象や道路事情等により提示した引渡し期間から前後することがあります。その場合の延着、その他の損害について当社は損害賠償の責任を負いません。
5. 次の各号に該当する場合には、輸送の引き受けを拒絶することがあります。
 - 1.) 申込人が本条第1項の規定による必要事項の提示をせず、又は本条第3項の規定による車両状態の確認点検の同意を与えない時。
 - 2.) 本条第3項による確認点検の結果、申込時の内容と異なっていることが判明した時。
 - 3.) 当該車両を輸送するに適する設備等を確保できない時。
 - 4.) 当該車両に関し申込人から特別の負担を求められた時。
 - 5.) 当該輸送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである時。
 - 6.) 天災その他やむを得ない事由がある時。

第4条 (輸送方法)

1. 輸送の方法に関しては当社の判断によるものとします。
2. 第3条第1項による必要事項の提示をしなかった時は、当社の判断に基づき当該車両を輸送致します。
3. 輸送にあたっては当社の提携輸送会社の運転手が、当該車両を直接運転し輸送する区間が生じます。その区間の輸送に際する当該車両の燃料・油脂等の消費分は申込人の負担となります。
4. 荷送人は、車両の輸送を行うにあたって、輸送に十分な量の燃料をあらかじめ充填しなければなりません。尚、車両の輸送に伴い燃料を別途充填した場合申込人はその費用を支払わなければなりません。

第5条 (輸送制限)

1. 次の項目に該当する車両の依頼はお取り扱いできません。
 - 1.)改造車両、車高が15cm以下(エアロパーツ装着、ローダウン含む)、パンクしている車両、バッテリー上がりの車両、正常な自力走行が不可能な車両
 - 2.)貴重品、経済的価値を持つ物(別紙)、重要書類、壊れやすい物、毒物・劇物・危険物・動植物・生体の死体等を積載した車両
 - 3.)鍵の無い車両、車内に大量の荷物がある車両、トラックの荷台に固縛されていない荷物がある車両
 - 4.)ダンプ等大型で車両重量が重たい車両
2. 輸送が可能な車両であっても、次の項目に該当する車両は割増加算の料金を請求又はお断りする場合があります。
 - 1) 高額車両、キャンピングカー、クラシックカー等希少価値のある車両(別紙)

第6条 (運賃、料金)

1. 運賃及び料金並びにその適用方法は、当社が別に定める料金表によります。
2. 第3条第3項による確認点検の結果、申込時の内容と異なっている場合、当社は見積運賃及び料金を変更できるものとします。
3. 電話等の口頭による見積料金等の料金通知は概算であり正確な金額ではありません。
4. 当社が責任を負う事由により車両がき損した場合でも運賃及び料金その他の費用を減額又は免除しません。車両のき損によって失われた車両の価値の賠償又は修理は、本契約とは別の契約として実行します。

第7条 (運賃、料金等の収受方法)

1. 引渡し前もしくは別途定める支払期日までに、申込人から運賃及び料金等および当社が輸送に伴い別途負担した費用等を収受するものとします。
2. 運賃及び料金等の支払いは、当社指定の銀行振込とする。

第8条 (責任の始期と終期)

当社の車両輸送の責任は、車両を荷送人又は引取立会人から受取った時に始まり、車両を荷受人又は納車立会人に引き渡した時に終わります。

第9条 (責任)

当社は、自己又は使用人その他の利用輸送の為に使用した者が車両の引取、引渡、保管及び輸送に関し重大な過失があった場合のみ、そして車両の滅失、き損についてのみ損害賠償の責任を負います。ただし、本輸送規約に定める免責条項に該当する場合はこれが優先し当社は免責されるものとします。

第10条 (免責)

当社が行う運送(ヤード保管時を含む)において、次の事由による車両の滅失、き損、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

1. 当該車両の性質の欠陥、製造上の原因による外観品質の欠陥、自然の消耗による経時劣化、タイヤのパンク・亀裂・破裂・損傷・劣化、油脂類不足・消耗品不足による機関損傷、機関・バッテリー上がり、電装品の一切の不具合、消耗・内外装の一切の汚れ・劣化、外装品の走行中の落下・紛失・盗難、内装品・積載物の紛失
1.) エンジン・動力伝達・駆動・電装系で発生した損害等は一切責任を負いません。
2. 虫害、鳥害又はその他の動物による損害
3. 当該車両の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さび、その他これに類似する事由による損害
4. 凍結防止剤等による塩害
5. 地震・津波・高潮・大水・暴風雨・地すべり・山崩れ等その他の天災による損害
6. 社会的騒擾、その他犯罪による損害
7. 当該車両の輸送中における第5条第1項に定める積載物の損失・き損による損害
8. トラックの荷台等に付属している固縛品等の紛失・き損、固縛品を固定していないことで発生する傷やへこみ等の損害
9. ガラス類の破損、飛び石(小さな飛び石から傷が拡大した場合も含む)等、車両輸送中の不可抗力において発生した一切の損害
10. 当該車両の引取から納車までにおいて、第3条第3項に定める車両状態確認書に基づいた確認点検で、車両状態確認書への記載の有無にかかわらず、微細な傷・内

装及び下回りの傷または欠陥等の発見が困難な状況により発見しえなかった車両の傷等の損害

- 1.) 内装(シート・ダッシュボード等)の汚れ・焦げ・割れ等
 - 2.) 外装の 10 円玉サイズ以下の傷やへこみ・線傷等
 - 3.) 車載品 (別紙)
11. 当該車両の引取から納車までにおいて、第 3 条第 3 項に定める車両状態確認書に基づいた確認点検で、夜間又は雨天等発見が困難な状況により発見しえなかった車両の傷等の損害
 12. 降雪時のスタッドレスタイヤおよびチェーン未装着時の事故など荷送人による運送準備不足による損害
 13. 交通事情等、正当な理由に基づく延着したことによる損害
 14. オートオークション会場等搬入後に車両に発生した損害
 15. オートオークション会場等の出品表・車両状態確認書等の記載内容と当該車両の状態に相違があった場合に発生する損害
 16. 上記に類似する一切の事項による損害
 17. 申込人の申告が不実又は不備であったために生じた損害
 18. 引取時立会人又は代理引取立会人が車両状態確認書の受取を拒否した場合、あるいは当社が引取時立会人又は代理引取立会人の責により車両状態確認書を渡すことが出来ない場合、当社は引取り後の当該車両に関する一切の責任を負いません。
 19. 納車時立会人又は代理納車立会人が不在の場合、納車後の当該車両に関する一切の責任を負いません。

第 1 1 条 (高額車両および貴重車両に対する特則)

申込人が車両輸送の申込みをするにあたり、第 5 条第 2 項に当たる車両 (種類および価額) であることを申告しなければ、当社は、損害賠償の責任を負いません。

第 1 2 条 (損害賠償)

1. 当社が責任を負う損害賠償の範囲は、当該車両の原状復帰又は滅失・き損によって直接かつ現実に生じた損害とし、当該車両の売却等によって得られた間接の損害はこの限りではありません。
2. 当該車両の滅失・き損が発生した場合の損害賠償の額は、オークションの落札車両の場合はその落札価格、それ以外の車両については当該車両の到達地における流通価格に基づき、これを定めます。
3. 前項の規定により、当社が賠償する金額は 300 万円を上限とします。
4. 第 2 項の場合において、車両の到達地の価額又は損害額について争いがある時は、公平な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。

5. 故意又は過失により車両が延着した場合の損害賠償の額は、運賃・料金等の総額を限度とします。
6. 賠償範囲の範囲に逸失利益の損害、機会損失等の間接損害は含まれません。
 - 1.) レンタカーについては、車両の修理あるいは買換えが必要となり、それにより車両が使用不能の期間に、代替車両を使用する必要があり且つ現実に使用した時は、その使用料が相当性の範囲内で認められる。

第13条（賠償に基づく権利取得）

当社が車両の全部の価額を賠償した場合は、当社は車両に関する一切の権利を取得します。

第14条（クレーム申告）

クレームの申告は、車両引渡日翌営業日の午後5時30分までとします。但し当社が認めた場合にはこの限りではありません。

第15条（ヤードでの車両預かり）

当社ヤードでの車両預かりにつきましては、責任を負いかねます。

第16条（損害賠償請求）

当社は、申込人の故意又は過失によって生じた損害について、申込人に対し賠償請求することがあります。

第17条（債権譲渡）

当社は、この契約に基づく債権を第三者に譲渡することがあります。

第18条（その他）

当社がお客さまに本輸送規約の内容を通知し、本輸送規約の効力発生日以降にお客さまが本輸送を利用した場合、お客さまは本輸送規約に同意したものとみなします。

【別紙】

◆貴重品・経済価値を持つものの定義

金銭、有価証券、貴金属、絵画、設計図、図面、稿本、帳簿、カセットテープ、CD、DVD、MD、ゲームソフト、ブルーレイディスク、メモリーチップ、ETCカード、石油カード、書籍、楽器、スマートフォン等デジタル機器、ブランドバッグ等

◆高額・希少価値のある車両の定義

高額車(800万以上)、試作車、特別仕様車、限定車、クラシックカー、旧車(1989年以前)、ヒストリックカー、ビンテージカー、ヴェテランカー、ノスタルジックカー、スペアカー等

◆車載品

ナビゲーションシステム、TV、ETC装置、メモリ、マフラー、アルミホイール、タイヤ、サスペンション等